

豊中市地域公共交通協議会の組織改正について

1. 経緯

「豊中市公共交通協議会」は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づくものであり、市長の諮問に応じて、豊中市公共交通改善計画の策定、評価その他の公共交通についての重要事項について調査審議し、その意見を答申するものとして、平成30年（2018年）2月に設置し、豊中市公共交通改善計画の策定をはじめ、豊中市乗合タクシー事業、豊中東西線バス事業等の施策展開をして参りました。

今回、豊中市公共交通改善計画の中間見直しに合わせて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下「活性化再生法」という。）に基づく地域公共交通計画（法定計画）に位置付けたものへ改定するため、これまでの地域公共交通会議の機能を引き継ぎながら、活性化再生法に基づく法定協議会に組織改正を行います。

● 「地域公共交通計画」策定の効果

地域公共交通政策の「憲法」

地域公共交通計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文です。策定によって、交通政策の在り方や個別事業の実施理由や効果が明確になります。また、計画に事業の位置付けが明確化されることによって事業実施の根拠となり、予算化や補助申請、庁内や交通事業者との協議、住民や議会への説明がスムーズとなることも期待できます。

まちづくり施策や観光施策との連携強化

活性化再生法ではまちづくり施策や観光の振興に関する施策と連携した地域旅客運送サービスの持続的な提供について明記されており、地域交通をきっかけに様々な分野の計画推進につながる取組に発展させることが可能です。

関係者間の連携強化

法定協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画作成を進めることで、関係者間の連携が強化され、様々な取組へとつながることが期待されます。

交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

地域公共交通計画は単一の公共交通を対象とするものではなく、地域内で運行を行う交通機関の連携によって、移動サービスを充実するための計画です。地域全体の公共交通ネットワークについて、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、活用できるサービス同士の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができます。

公共交通政策の継続性

地方自治体の職員の方は数年間で異動してしまうことが多く、引継ぎがうまく機能しなければ、方針が変わることや事業が頓挫する可能性があります。しかし、地域公共交通計画が次の担当者に引き継がれることにより、政策の継続性が確保されることが期待されます。

出典：国土交通省資料

2. 目的

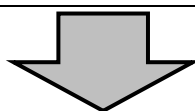
本市の交通政策に関するより総合的な協議及び施策を推進するため、現協議会の組織及び機能の強化を図るもの。

3. 組織改正の概要

<現行>

○豊中市公共交通協議会

根拠	道路運送法施行規則（第9条の3）
主宰者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市公共交通改善計画（市の任意計画）の策定及び運用 ・地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する協議又は連絡調整
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
委員	地域公共交通会議において必要とされる構成委員を基本とする
参加応諾義務	なし
協議結果	法律上規定なし
事業実施	行えない



会議組織を移行

<改正案>

○豊中市公共交通協議会（名称変更なし）

根拠	道路運送法施行規則（第9条の3） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
主宰者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市公共交通改善計画を地域公共交通計画（法定計画）への改定・運用及び進捗管理 ・地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する協議又は連絡調整
対象モード	多様な交通モード
委員	構成委員の変更はない
参加応諾義務※1	あり
協議結果※2	参加者の尊重義務あり
事業実施	行える

※1：主宰者から通知を受けた関係交通事業者や道路管理者等は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならないとされています（協議会への参加要請応諾義務）。

※2：法定協議会において協議が調った事項については、法定協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないとされています（協議会参加者の協議結果の尊重義務）。

＜参考＞法定協議会と地域公共交通会議の比較

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）
主宰者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 地域の交通計画を作成（任意）（※現在の豊中市公共交通改善計画が該当）
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
構成員	市町村、都道府県、運輸局、交通事業者、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者	市町村、都道府県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者
参加応諾義務	あり	なし
協議結果	参加者の尊重義務あり	法律上規定なし
事業実施	行える	行えない

※国土交通省資料をもとに作成